

流域と一体となった総合治水対策に 関するプログラム評価

参考図集

1. 総合治水対策に関するプログラム 評価の枠組みと流れ

1. 総合治水対策に関するプログラム 評価の枠組みと流れ

国土交通省の政策評価

政策評価の目的

- ①国民本位で効率的な質の高い行政の実現
- ②成果重視の行政への転換
- ③統合のメリットを活かした省全体の戦略的な政策展開の推進
- ④国民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の達成

政策評価の柱

事前評価(政策アセスメント)

- ・新規施策について必要性、有効性、効率性をチェック
- ・21世紀型の真に必要な施策の企画立案を目指す

政策評価

業績測定 (政策チェックアップ)

- ・費用(インプット)、仕事量(アウトプット)、成果(アウトカム)で仕事を評価
- ・目標を具体的な指標で示し達成率を測定

プログラム評価(政策レビュー)

- ・国民の関心の高いテーマを選定し、総合的で掘り下げた分析評価を実施
- ・政策の見直し、改善に反映

個別公共事業評価・個別研究開発課題評価

- ・従来から実施している個別事業評価についても一層の充実を図る

国土交通省の政策評価

政策評価の目的

- ①国民本位で効率的な質の高い行政の実現
- ②成果重視の行政への転換
- ③統合のメリットを活かした省全体の戦略的な政策展開の推進
- ④国民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の達成

政策評価の柱

事前評価(政策アセスメント)

- ・新規施策について必要性、有効性、効率性をチェック
- ・21世紀型の真に必要な施策の企画立案を目指す

政策評価

業績測定 (政策チェックアップ)

- ・費用(インプット)、仕事量(アウトプット)、成果(アウトカム)で仕事を評価
- ・目標を具体的な指標で示し達成率を測定

プログラム評価(政策レビュー)

- ・国民の関心の高いテーマを選定し、総合的で掘り下げた分析評価を実施
- ・政策の見直し、改善に反映

個別公共事業評価・個別研究開発課題評価

- ・従来から実施している個別事業評価についても一層の充実を図る

政策評価の意義

● 事前評価＝政策アセスメント

- ・新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価
- ・施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供
- ・政策意図と期待される効果を明確に説明
- ・新規施策の企画立案にあたり、事前評価により、真に必要な質の高い施策の厳選と、目標による行政運営の定着を図る

● 業績測定＝政策チェックアップ

- ・省の主要な行政目的に係る政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価
- ・業績測定の全省的な実施を進めることにより、成果重視の行政運営を組織全体に定着
- ・省としての戦略的な政策展開が十分機能しているかどうかを国民にわかりやすく示すことを目指すものである

● プログラム評価＝政策レビュー

- ・実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括したもの（プログラム）を対象とし、目的に照らして所期の効果を上げているかどうかを検証
- ・結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見
- ・国民の関心の高い特定のテーマについて掘り下げた分析を行うことにより、関連する政策の企画立案や改善に必要な情報を得ることを目指す

プログラム評価実施テーマ一覧 (平成14年度～15年度実施)

テーマ	関係局
都市鉄道整備のあり方 －新たな社会的ニーズへの対応－	鉄道局
都市における緑地の保全・創出 －都市緑地保全法等による施策展開の検証－	都市・地域整備局
流域と一体となった総合治水対策 －都市型豪雨等への対応－	河川局、都市・地域整備局、下水道部、住宅局、道路局
海洋汚染に対する取り組み －大規模油流出への対応－	総合政策局、港湾局、海事局、気象庁、海上保安庁
流域の水環境改善 －都市内河川等の環境悪化と汚濁物質への対応－	下水道部、河川局
火山噴火への対応策 －有珠山・三宅島の経験から－	河川局、気象庁
みなとのパブリックアクセスの向上 －地域と市民のみなとの実現に向けて－	港湾局

総合治水対策の目的及び目標

目的

急激な都市化に伴う洪水流出量の増大等に対して治水上の安全を確保するため、治水施設の整備を促進するのみならず、流域の開発計画、土地利用計画等と有機的な連携、調整を図る総合的な治水対策を講ずる。

目標

都市化の進展が著しい河川においておおむね10ヶ年程度で時間雨量50mm(1/5~1/10)の降雨に対応

手法

- 河川改修への集中的な投資
- 流域の自治体による流域対策
- 浸水被害の減災措置(浸水実績図等の作成、公表、周知措置)
- 新規開発に伴う民間調整池

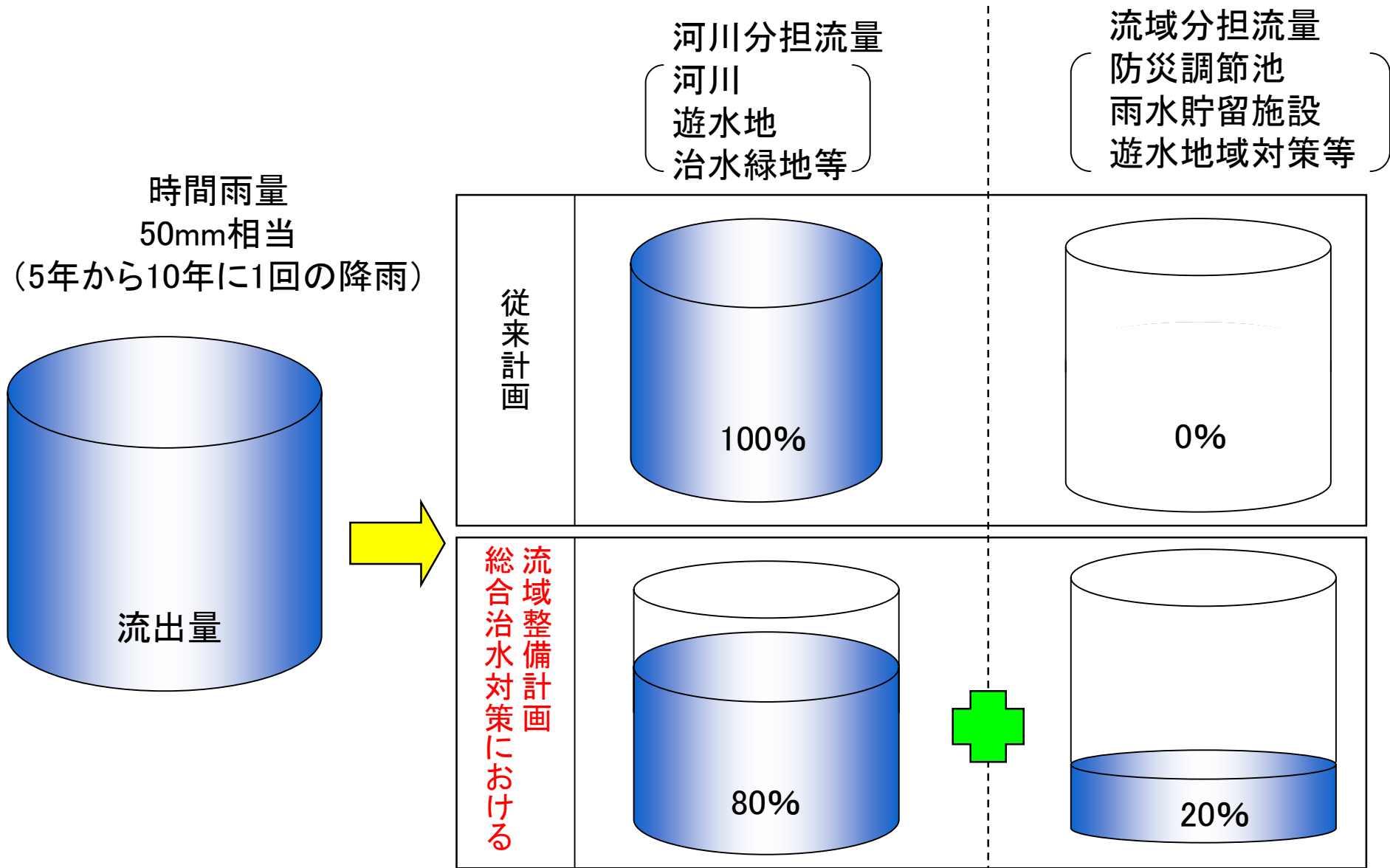
流域総合治水対策協議会の一例

鶴見川流域総合治水対策協議会・幹事会の構成

関係機関	協議会	幹事会
東京都	副知事	都市計画局長 住宅局長 建設局長
神奈川県	副知事	企画部長 農政部長 土木部長 建築部長
横浜市	助役	企画財政局長 緑政局長 都市計画局長 下水道局長 建築局長 道路局長
川崎市	助役	総合企画局長 環境局長 まちづくり局長 建設局長 経済局長
町田市	助役	企画部長 下水道部長 建設部長 都市緑政部長
国土交通省	○関東地方整備局長 関東地方整備局 河川部長	関東地方整備局 企画部長 ○河川部長 企画調査官 河川調査官 京浜河川事務所長

注：○印は座長

流域整備計画における流量分担計画



※分担比率は河川により異なる

図1-6

鶴見川の流量分担計画



図1-7